

総合科学技術会議
第73回評価専門調査会議事概要（案）

資料1-2

日 時：平成20年6月16日（月）16：00～18：00

場 所：中央合同庁舎4号館 共用第2特別会議室（4階）

出席者：奥村会長、相澤議員、郷議員

青木委員、飯島委員、伊澤委員、尾形委員、久保田委員、
小林委員、榎原委員、田渕委員、知野委員、中杉委員、
中西委員、中村委員、廣橋委員、古川委員、本田委員

欠席者：本庶議員、薬師寺議員、石倉議員、榎原議員、金澤議員

小舘委員、齊藤委員、陽委員

事務局：大江田審議官、天野参事官他

議 事：1. 開 会

2. 国の研究開発評価に関する大綱的指針の見直しについて
(議事1)

3. その他

4. 閉 会

(配布資料)

資料1 国の研究開発評価に関する大綱的指針の改定のポイント

資料2 国の研究開発評価に関する大綱的指針の改定案

資料2－参考資料1 評価専門調査会における評価システム改革促進
方策の検討経緯及び専門委員等からいただいたご意見（未定稿）

資料2－参考資料2 国の研究開発評価に関する大綱的指針の改定案
と現行指針等との対比表

資料2－参考資料3 「国の研究開発評価に関する大綱的指針案」の
用語説明

資料2－参考資料4 本指針における各種評価（用語）の概念整理

(机上資料)

国の研究開発評価に関する大綱的指針の改定骨子案

(評価専門調査会（第72回）資料2)

評価システム改革促進方策検討の主な論点（再修正案）

(評価専門調査会（第72回）資料3)

評価システム改革促進方策検討の主な論点（修正案）

（評価専門調査会（第71回）資料3）

国の研究開発評価に関する大綱的指針の見直し方向（案）

（評価専門調査会（第71回）資料4）

評価専門調査会における評価システム改革促進方策の検討経緯と今後の進め方
（評価専門調査会（第70回）資料2）

評価システム改革促進方策の主な論点

（評価専門調査会（第70回）資料3）

参考資料2 国における研究開発評価制度の概要等に関する資料
(未定稿)

独立行政法人通則法案の概要、独立行政法人通則法改正案新旧対照表

国の研究開発評価に関する大綱的指針 (平成17年3月29日)

科学技術基本計画 (平成18年3月28日)

分野別推進戦略 (平成18年3月28日)

競争的資金の拡充と制度改革の推進について

(平成19年6月14日)

理化学研究所における研究開発評価について

(平成19年5月22日)

産業技術総合研究所における評価について (平成19年5月22日)

科学技術振興機構における研究開発評価について

(平成19年6月1日)

NEDO技術開発機構における評価について (平成19年6月1日)

文部科学省における研究開発評価について (平成19年6月1日)

経済産業省における評価の現状等について (平成19年6月1日)

「研究開発評価」の課題と改善策（1）—課題評価を中心として—

(平成19年5月22日)

「研究開発評価」の課題と改善策（2）—課題評価を中心として—

(平成19年6月1日)

議事概要：

【奥村会長】それでは、定刻になりましたので、第73回の評価専門調査会を開催させていただきたいと思います。

大変お忙しい中、また大変暑い中、ご足労いただきましてありがとうございます。

それでは、本日は議題が1件でございまして、前回に引き続きまして、国の方

研究開発評価に関する大綱的指針の見直しについての審議を行わせていただきたいと思います。

それでは、初めに配布資料の確認を事務局からお願ひしたいと思います。

<事務局から机上資料・配付資料に基づいて説明が行われた>

【奥村会長】 それでは、早速議論に入りたいと思いますが、前回は、これまで具体的に議論してきた中身について必要なところを再修正し、またその後、先生方からご意見をいただいておりますので、さらにその修正を加えた案を本日ご審議いただきたいと思います。

主に資料1・2及び付属する参考資料を用いて、後ほど事務局からご説明申し上げたいと思います。

それでは、早速ですが、資料1・2及びそれに付属する参考資料をもとに、事務局のほうから説明してもらいますのでよろしくお願ひします。

<事務局から資料1・2及び付属する参考資料に基づいて説明が行われた>

【奥村会長】 一つちょっと補足説明させていただきますと、ずっとこの調査会の議論の中で、幾つか重要な項目について見直しをすべきだという中に、いわゆるプログラム、施策というものがあったかと思いますが、今回の改定案では、その施策を一つの章にきちっと明示いたしました。

今回の改定案で言いますと、第2章のIV番ですね。それに伴い、施策以外の、例えば機関ですとか、研究者個人とか、そういったものはその上のIII・II・Iに出てきているという構造になっております。

現行の大綱的指針では、この評価の対象別は、第3章に「留意事項」という形で書かれております。したがって、今回の改定案はこのような「留意事項」ではなくて、各々の評価対象別にかなり具体的に記述されているというのが特徴です。

施策評価を重視した結果、こういう構造に改定案を準備させていただいているわけでございます。

ということで、非常に大きく変わっている構造になっている印象を持たれると思いますが、そういう議論の背景を踏まえた結果ですので、そういうご理解をいただけたらと思います。

なお、ただいま参事官がご説明したのは、冒頭に申し上げましたように前回の議論及びその後に先生方からいただいた意見に基づいて、今回修正した点でございます。そういうご理解のもとでさらに修正点があればご意見をいただき

たく思います。

【古川委員】ありがとうございます。

大分従来の意見をまとめていただいて、わかりやすくなつたと思いますが、今、会長からご説明いただいたことで、資料2の12ページを見ていただきますと、従来は留意事項であったものが、IIで「研究者等の業績の評価」ということで浮かび上がっています。

これは、内容的にこれはこれでよろしいと思うのですが、こういうことを十分に議論をして、それで合意をしてきているのかどうかということが、一つのご質問です。

まず、一つは、当然のことかもしれません、12ページのIIの「研究者等の業績の評価」で、「研究者等の業績の評価結果については、その処遇等に反映させる」というのが明確になってまいりました。

現在国立大学等でも、個人の業績評価を行うということを試行として実施している大学も出てきているところですが、これを国として今度は決めるということの合意が、ここで十分に議論しているかということが一つ疑問です。

そのことに関しては、4ページの方を見ますと、少し従来と変わっていますが、(3)「被評価者の責務」というのがございます。この「被評価者」というのは「研究者等」に対応することですが、この「被評価者」が、すなわち「研究者等」が、こういう立場でいなければいけないという記述が(3)に書いてあると思いますが、これと、12ページの「研究者等の業績の評価」ということが、項目が必ずしも合っていないように懸念いたします。そのあたりをどういうふうに考えているのかということが2番目です。

それから、3番目はその内容ですが、12ページのIIのところに書いてある業績評価の二つ目のパラグラフのところで、「このような研究者等の業績の評価に当たっては、当該研究者等が関連する競争的資金制度における課題の評価や、国の実施する技術開発プロジェクトの評価などの結果を適切に活用して」と書いてありますが、これは、個人の評価を行うときに、その個人個人が国等のプロジェクトに採択された場合に、そのプロジェクト全体の評価を参考にしなさい、ということをおっしゃっているように思うのですが、実際に大学等が個人評価を行うときに、そのような資料が入手できて、それを基に評価することが可能なのであろうかということが少しわかりにくいくらいに思いました。

このあたりについてちょっと、初めてここに出てきたものですから、少し教えていただければありがたいと思います。

【天野参事官】少し、研究者等の業績の評価についてご説明をさせていただきたいと思います。

資料2の12ページをごらんいただきたいと思いますが、改定案のIIで「研

究者等の業績の評価」に、そして現行版の第3章、「評価対象別の留意事項」の4に、「研究者等の業績の評価」というのはこういう形でやっていくべき、ということが書かれております。

1点目、研究者の業績の処遇への反映についての記述でございますが、現行版の第2章、「評価実施上の共通事項」の中に、6番として「評価結果の取扱い」という項目があり、さらにその中に「評価結果の活用」というのがございます。ここに実は、施策・課題・機関における記述の後に、「また、研究者等の業績の評価結果については、その処遇等に反映させる。具体的な活用の例としては」云々、というように具体的な例も挙げて、現行の指針の中でもこういう形でやっていくのだということで整理をさせていただいております。

以前から申し上げておりますように、評価対象別のがばらばらにあってわかりにくいものですから、今回、例えば「研究者の業績」なら「研究者の業績」の項目の中でひとまとめにするという趣旨で全体を整理させていただいております。

二つ目の「研究者の責務」等との関係ですが、これと研究者等の業績の評価とは視点が違う、評価をする側とされる側ということで整理しております。

3点目についてご説明します。評価結果としていろいろなものを活用していく、ということですが、今回は全体を通じて自ら点検を行う自己点検を活用させていただいて、進めていったら良いのではないかということで、一つの視点として、この評価専調でのご議論等も踏まえて入れております。研究者の業績の評価においても、自己点検の中にそういうものを活用して、文字通り効率的にしていったらいいのではないかという視点で整理をさせていただきました。

そういう意味で、先ほどもご説明しましたが、前回は、処遇への反映に関する記述は一番下にあったのですが、それと自己点検に関する記述は一緒のほうが良いだろうということで上に持ってきて、今回整理をさせていただいているというものですござります。

【古川委員】わかりました。ありがとうございます。

12ページのIIのところで、「その処遇等に反映させる」というのでいきなり切ってしまっているものですから、わかりにくく感じました。従来のものはその後ろの説明が若干あるので、内容的にどういうふうにするかということについては、いろいろな方法があります、と書いてあって、少しあわるんですね。

ところが改定版では、「処遇等に反映させる」というふうにはっと切ってしまったものですから、これを読むと、研究者の方は、きちんとした結果がないと、給与上の待遇だけが変わるというふうに誤解されないかということを懸念いたしました。

それから、もう一つは、先ほどちょっと申し忘れましたが、そういう観点で

言えば、3ページの2の「本指針の適用」というのは、ここに「研究者等も含む」というふうに記入すべきなのでしょうか。

ここでは、あくまでも、プログラムやプロジェクト、機関を対象にしていると書いてありますが、個人というところまで含むようにするのでしょうか。

【天野参事官】わかりました。この「研究者等」、責務のところの「研究者等」という言い方と、実はⅡの「研究者等」の「等」の意味がちょっと違っています。

責務のところの「研究者等」は、研究者でない場合も被評価者になり得るのと、被評価者の代表例としての研究者を出して「等」をつけております。

12ページの「研究者等の業績の評価」の「等」は、研究者と研究支援者という意味で「等」をつけておりませんので、確かにちょっと文言の整理をしなければいけないかと思いますが、そこでの「等」はそういう意味でございます。

【古川委員】わかりました。ありがとうございました。

【奥村会長】ほかに。尾形先生。

【尾形委員】今と同じ項目なんですが、私、今回送っていただいた資料を通読させていただきまして、「研究者の業績の評価」という項目があることに非常に違和感を覚えました。何でこんなところにこんなことが書いてあるのかなと。過去の経緯を全然知りませんので。あくまで課題とか機関とか政策なら、その評価というのはよくわかるんですが、どうしてここに「研究者」という個人の評価の話が出てくるのかが全く理解できなかったんです。もしここに入れるなら、なぜここに入っているかという前書きがないと、いきなり当たり前のことが最初に書いてあって、所属の長が評価しますと書いてあるんですが、何でこんなところにこういう話が出てくるのかというのが理解できなかったんです。

ですから、ここに課題とか機関、施策のところは小項目がきちっとあって、体系的な記述になっているんですが、ここは何もなくて、わずか十数行で寄せ集めみたいに文章がちよこちよこつと書いてあるので、今、古川先生がおっしゃっていたように、実際にやると大変な混乱が起きるのではないかと思いましたので、ここは個人の話は削除するか、あるいは、もし入れるなら、なぜここに入っているかということをかなり詳しく書かないと、一人歩きして、おかしなことになってしまうのではないかと思いました。

以上です。

【天野参事官】少し経緯からご説明をさせていただきますと、この「研究者の業績等に関する評価」という項目を起こしましたのは、大綱的指針の平成13年の改定の際です。研究者の業績の評価につきまして、平成13年に国立の研究機関が独法になったということで、評価の体系の検討の中で、従前から国研の場合にも研究者の評価、機関の評価をやっておりましたが、それをより積極

的にやっていくということで、独法の取組の中でも明示されたものです。このため、この平成13年の大綱的指針制定の中にも入れてきたということがございます。ただし、各機関でそれぞれやり方がございますので、内容は任せるという形にしていますが、やっていきますよ、ということを強調する意味でこの中に項目を設けているという理解をさせていただいております。

【尾形委員】 経緯はわかりましたが、それはあくまで独法の責任だと思うんですよね。研究者の評価というのはそこの長の責任だと思いますので、こういうところにあるというのに私は非常に違和感を覚えました、そういう話であっても。

【奥村会長】 今、経緯の説明があったと思いますが、もう1つは、今回の改定案に出てきますが、基礎研究とか研究開発を実施するのは研究者として、その人たちにインセンティブを与えようと、あるいは、良い研究をしたら、目的とする研究成果がきちんと出なくとも、それ以外の副次的な効果が出るとか、個人に主体を置いたものの見方をしています。例えば、評価を受けるために過剰な負担を強いいるな、とかいうこともあって、研究者個人にフォーカスした全体の体系。

そもそもは平成13年の改正からそういう視点が入っているわけですが、今回も研究者個人が研究開発をするという立場に立って、具体的な指針を明示しておいたほうがむしろ良いのではないかと。見えないところで別の指針を作られても、研究者には迷惑が生じる恐れがあるのではないかということで、基本原則だけをここに入れているつもりでございます。ですから、文言等修正があればぜひご意見を賜りたいと思います。

【中杉委員】 多分ここで独法に所属していた経験があるのは私ぐらいだろうと思いますので。今の個人の評価、私自身も経験をいたしました、むしろ評価する側で。どちらということでもないんですが、そのときの状況をお話しますと、私は国立環境研究所おりましたが、国立環境研究所では研究評価や個々人の業績評価をやっています。どういうやり方をしているかというと、各人に研究計画を出させ、その計画が達成できたかどうかで評価をします。我々は指導するほうですから、計画を出させるときに無理な研究計画は出させにくい。過剰な研究、確実に達成できないような研究は出させにくい。ですから、実際に評価をやりますと、結局はあまり変わりません。

そうは言いながら、全体の評価が変わりますと、それは毎年の給与に反映させます。そうすると、たちまち評判が高い人間は毎年評価が高くなります。これは民間では当たり前と言えば当たり前かもしれません、私は計算していませんが、その期間いれば倍ぐらい給料が変わってきます。評価された人間がそれでモチベーションが上がるかというと、そこまでやるとあまり上がらないの

かもしれない。むしろ評価されない人間のほうがモチベーションが下がってしまう。そこをどうしようかというのが、我々が非常に悩んだところでございます。

これは参考情報として。

【奥村会長】はい。

【中西委員】先ほどの議論に少し関係あるかと思うのですが、まず、資料1の1ページ目の左下に「研究者の挑戦を励ます面」とありますが、「励ます」という言葉は非常に特徴的な、他にない表現だと思います。さらに、3ページ目に、「大綱的指針改定の必要性とその方向」というところで、今、会長がおっしゃいました①、②、③の、「切れ目無く連続的につなげる」、「過剰な負担を回避する」、「国民の理解増進」と書かれており、これらに対する思い入れが「研究者の挑戦を励ます」というところに凝縮されているような気がしました。指針の改定の特徴がこの表現によく表れているように思われます。

これらは感想でございますが、その上で2つ、内容で気がついた点がございます。1つは、5ページ目の電子システムの導入のところです。これから電子化システムが開発されていくと思われますが、そのシステムが適切なものでなければかえって負担が増える面があると思われますのでその点に留意をしていただきたいと思います。作る側ではなく、使う側の意見をどんどん取り入れてほしいと思います。2章の後に「評価の活用」というところがありますが、もしシステムが作られたなら、評価の結果を検索できるようなものにもしてほしいと思います。つまり、活用まで考えて使いやすいシステムを作っていただきたいと思います。それが1つです。

もう1つは、評価者の選任のところです。資料2の7ページにありますが、利害関係者が加わらないようにするということが一番大切なことだと思います。そこで評価者の人選に対して第三者が助言できるようなシステムができるといいのではないかと思います。

その2点でございます。

【奥村会長】すみません、2番目のご指摘の評価者の第三者助言機関というのを、もう少し具体的なイメージを教えていただけないとありがたいんですが。

【中西委員】第三者が人選に助言ができるという意味です。評価者に内々の人を選ぶ、つまり課題評価に際して都合のいい人を集め、都合のいい評価をするようなことがないようにということです。評価者の人選が偏ることに対して第三者が助言できる。つまり、評価は人選が一番大切だと思います。

【奥村会長】ええ、そうですね。

【中西委員】こういう人も入れたらどうかと助言できるようなシステムがあればいいと思いました。

【奥村会長】ちょっとよろしいですか。今回、原則は外部評価にしたらどうだろうかということで原案をつくらせていただいているが、外部評価はご案内のように外から専門の方をお招きして評価するということなんですが、その人選に当たってさらに第三者が適正かどうかを判断するということのご提案ですよね。

【中西委員】判断というか助言ということです。

【奥村会長】今のご提案については、文言の問題ではございませんので、他の先生方のご意見をいただけたとありがたいんですが。人選の適正さをどうやって担保するかということにつながることなんですが、ご意見ございませんでしょうか。

【中杉委員】直接関連があるかどうか自信がないんですが、「評価人材の養成・確保」の部分の話だろうと思うんですね。私も評価する立場でいろいろなところに参加させられているんですが、実際やってみると、評価した人、私の感覚が違うのかもしれません、例えば事前評価をして、採択した結果を中間評価せよという話が出てくることがあるんですね。そうすると、「私なら事前評価のときにこれは採択しない、全然だめだな」というようなものが出てくるわけですね。そういうものをどういうふうに担保するかということがあるんですが、実際に評価する立場ですと、自分が評価したらそれはそのままなんです。その結果どうだったかということは評価者には戻ってこないんです、今のシステムですと。

そういう意味で、例えばここでそういう人材を育成しましょう、研修やシンポジウム等を通じた評価技術を普及しましょうとなった場合、じゃ、誰を対象にやるんですか、ということになり、これは非常に難しい話であると思います。ここは簡単な話ではなくて、私ちょっとコメントさせていただいたんですが、今すぐはできないですが、研究者を連れてきて評価をさせようというと、中西先生が言われたように、お仲間が来ると。お仲間が来ると2つあります、非常にいい評価をする場合と、めちゃくちゃにやられる場合とあります。冷静な評価ができない。ただ、そうしないと中身がよくわからないと。そのあたりをどういうふうにするかということがあって、こここのところは私の個人的な意見ですが、これはプロがやらなければしょうがないだろうと。これを専門とする人を位置づけていく必要があるだろうと。

【奥村会長】いわゆる評価人材…。

【中杉委員】はい。これは自分が研究をやると、自分の研究はどうしてもかわいくなりますから、それと相容れないものは排除していくということになる。仲間でやると応援するという形になります。そのあたりはなかなか難しいんですね、人間ですので。そのあたりのところは将来的には考えていく。今の中で

そこまで入れるということは申し上げられないんですが、そこが一つの大きな課題だろうと。

それで、中西先生の問題提起に対してどうするかというのは特にはないですが、「研修やシンポジウム等を通じた評価技術の普及」というのは余りにも安易で、実効性がないなというふうに思いますので、これは入れておいていいものかどうかという感じはいたします。一つの保護策としてそういうものをやって、効果がどれだけあるかということは別だとして、入れておくというのはあって反対はいたしませんが。

【奥村会長】なるほど。

【相澤議員】今議論されている内容は、評価制度の根本的な問題ではないかと思います。大学評価については、ここで使われている用語の「第三者評価機関」、この位置づけが極めてあいまいです。「第三者」というところがあいまいなんですね。第三者評価機関というのは評価の専門の機関ではないということが原則であり、しかもそれをサポートしている機関というのは、ここに並んでいる、大学評価・学位授与機構は独立行政法人になっています。そのほかは総合科学技術会議とか、文部科学省の中に置かれている法人評価委員会とか、総務省の中の独立行政法人の評価委員会などは第三者じゃないですね。

自らが管轄しているというか、直接関係にある中で、第三者機関のように見える。ですから、この中で、先ほど来おっしゃっていることを実現するというのは、ちょっと矛盾が出てくる。この枠内でやるならば、評価をする人々の公表、その内容の公表、こういうようなことによって、第三者というより、むしろ社会がこれを適正に監視するという仕組みをとるのが、でき得ることではないかと思います。

もう1つは、大学の機関別認証評価という、7年間に一度、国公私立関係なく認証評価を義務づけた制度があるわけです。この場合には「第三者評価」という言葉が外れまして「認証評価機関」。これは独立に認証評価をする機関を設置するべしということがあって、それによって行う。ですから、これは独立行政法人ないしは民間機関という形になるわけです。そういう意味で、完全に独立性が保たれているわけです。そういうような形でやっていかないと、先ほど来の根本的なところが解決できないのではないかと思います。ですから、このところはそういう限定付きではないかなと思います。

【奥村会長】今の範囲ではおっしゃるとおり限定の範囲です。今、相澤先生のご指摘を受けると、全体を変えないと難しいので、ご指摘のとおり限定の範囲です。

【中杉委員】それは十分承知しているつもりですが、人材を育成していくという方向は、その中に例えば、若手の研究者も入れていきましょうよ、というと

ところでやっているもので、それを繰り返していくとそこから抜けられないところがありましてね。それを推進すればいいんだというような書き方になっているのがちょっと心配になっているので、こういうふうなことを申し上げました。

【久保田委員】今のことでもちょっと考えついたのですが、評価委員になる人はいつも評価を頼まれている。ということは、データベースが不足しているのではないかという気がするんですね。データベースを広げるのは何かというと、それは学会じゃないかと思います。それぞれの領域の学会にそういう人材のデータベースを、すなわち、どういう評価者がいいかというようなデータベースを置いておいて、必要なときにそこから評価者を選んでいくというはどうでしょうか。

【相澤議員】久保田先生がおっしゃったことは、日本であらゆるところに評価がはびこっておりますので、評価人材が本当に払底しているんですね。ですから、もっとプロを育成していかなければいけない。一方で、各ファンディングエージェンシーが大変な数の評価者を抱え込んでいるわけです。ですから、トータルとしては学会の相当な協力の下にやられていると思うんですが、絶対数が非常に多く要求されるようになってしまったと、これももう一つ…。

【久保田委員】養成の必要があると。

【相澤議員】そういうことです。

【古川委員】ちょっといいですか。資料2の参考-3（用語の説明：未定稿のため参考配布）というのはどこかに公開されるんでしょうか。今、話題になっている評価の手続というのは、各分野毎に明確に書かれているわけですね。先ほど議論になった研究者個人の評価だけは抜けていますが、そのほかは施策とかプロジェクトとか、それぞれどういう評価をしますかということが明確になっているので、そういうものがついていれば非常にわかりやすい。

中西先生ご指摘のように、特に第三者評価の評価者自身をどういうふうにして見直すことができるかというのは、相澤先生がおっしゃっていただいたように、現行ではなかなか難しいから、ストックしていって、その評価者を、評価が終わった段階で1ヶ月、2ヶ月後に公表する。公表することによって社会的な評価を受ける。目下はこれしかないのではないかなど、私も同意いたします。

【中村委員】ちょっと違う観点で。大変よく検討されたと思うんですが、研究開発評価について、目標の達成度合、成果の国際的水準による評価を行うということが、今回明確に出されているのは大変すばらしいことだと思うんですが、研究開発評価というのは少し広く捉えなければいけないと思います。その中に、具体的な研究とか技術の成果だけではなくて、それを推進する研究開発システムの評価が含まれているというふうに考えますと、資料1の4ページ目を見ているんですが、研究開発課題の評価に関しては、下の2章の要約ですが、国際

的水準に照らして適切な評価が行われるようにと明確に書いていただいているんですが、研究開発システムとして考えたときには、研究開発機関等の評価とか、あるいは、施策まで考えますと、研究開発施策の中でも国際的なベンチマークが含まれるべきではないでしょうか。ここに挙げなくとも、資料2の本文の中ではきちんと書かれるべきではないかなと思ったんですけども。

【天野参事官】全体を貫いて、「国際的水準に照らして」ということで整理をしております。わかりやすい意味で「課題等」と書いてございますが、全体の書き方については検討させていただければと思います。

【奥村会長】趣旨は、今、中村委員ご指摘のとおり課題だけではありません。ですから、書き方は工夫させていただきたいと思います。

【中村委員】よろしくお願ひします。

【廣橋委員】研究課題の評価のところですが、資料2の改定案の10ページに、主要な類型例というのを出しておられるんですね。先ほどの参事官の説明で、必ずしもこれは課題全体をこれで説明しているのではなくて、主要な類型例であるとのこと。それでわかったんですが、これを読んでいるときには、研究課題の中にはいろいろな課題がある。ボトムアップで競争的にやるべきもの、あるいは、プロジェクトとしてやるべきものもあるが、もっと実質的に、地味だけれども、進めなくてはいけないような課題もある。そういう様々な研究課題の評価をどうしていくのかなと感じました。

この類型例だけで説明できるのかなと思っていたんですが、これはあくまで主要な類型であるということであるならば、まず全体像はこうであるということがあって、これはそのうちの類型であるということも、先ほどのご説明のところの本文に盛り込むか何かされたほうが、わかりやすいのではないかなと思いました。

【奥村会長】ご指摘のとおりなんですが、どんなふうに入れたらしいのかというのが何か具体的な案をいただけるとありがたいです。その問題点は認識しております、どういうふうに表現したらいいのかというのが難しいところです。本日以降でもよろしいんですが、ご連絡いただけとありがたいと思います。すみません、お願ひします。

【本田委員】前回のときもお話したように、今回の改定についての大きな3本柱が今回はほとんどまとまっているので、かなりクリアになったなと思っています。

その中で少しクリアになっていないところがあると思いますのは、今、先生から話があった例の話です。例を示すのはなかなか難しいと、前回、会長がおっしゃった。ところが、今回かなり例を書いていただいているので非常にありがとうございます。ただ、その中で最初に基盤研究というものが類型例の

1 でありまして、その次が研究開発になってしまっているのですね。研究開発プロジェクトの中に基礎と応用と開発と、もう1つは実用化というのがあったということなのです。

基礎があって、その次に研究開発がくるというのが非常に違和感を感じましてね。そうであれば、基礎、応用、開発、実用化と分けて、それについての例を示したら、今のご質問のように、例えば実用化というのはいつまでにどうするかという時間軸が非常に大事になってくるとおもいます。だから、そこは絶対評価項目に入れなければならないと、具体的に出てくるのですね。そういう面で、ここのところの例としては、基礎がきて、その後に研究開発で包含してしまうのはちょっと無理があるのではないか。ここを今言いましたような形に分ければ、例としてもう少し明確になってくるのではないかというのが1点でございます。

もう1点は用語の件です。ここで「施策」というのがプログラムですよね。その後に「事務事業」というのが出てきたのですが。「事務事業」というのは今までではあまり出てこなかった言葉だと思うのです。今までの用語で明確にすべきというのは、個別課題がプロジェクトですかとか、そういうことだったと思うのです。用語をまとめるのであれば、以前からなっているような「施策はプログラム」とか「個別課題はプロジェクト」とか、そういう用語を明確化することが必要なのではないかと思っているのですが。

【天野参事官】1点目の研究開発の関係ですが、前回も「技術開発プロジェクト」ということで、ここの例示に書いてございますように、事前評価につきましては、一定期間後に達成を目指す定量的目標の設定ということで、いつまでに何をやるかをやるようなプロジェクトというイメージで書いているものですから、先生がおっしゃるように、どちらかと言えば実用化、開発を念頭に置いたイメージを出そうとしているものですから、そこはまたちょっと検討させていただきたいと思います。

2点目の施策の関係ですが、特に「プログラム」という言い方が、各府省で施策に「プログラム」という表現を使っていらっしゃるところもございまして、必ずしも施策にあてはまるところに「プログラム」という言葉を使っていない場合、事務事業的なところに「プログラム」という言葉を使っている場合もあるものですから、プログラム、プロジェクトと言い切ってしまいすると、各府省で使っている文言との違いも出てきてしまうということもございまして、今回、政策評価で一般的に使われている用語で必ずしも研究開発にふさわしくないところもあるかとは思いますが、階層性の説明ということで、あまり誤解がないようにということで、こういう用語にさせていただいたらどうかと整理したものでございます。

【本田委員】ということは、「プログラム」とか「プロジェクト」という言葉は使わずに、「プロジェクト」に相当するのが研究開発課題であって、「プログラム」に相当するのが研究開発施策であると、こういうふうな位置づけにしましょうということですか。それだったらそういうふうに、もうちょっと明確であったらいいかなという気がします。

【奥村会長】ご指摘のとおりで、「プログラム」という言葉はいろいろな使われ方をしているということがわかったので、混乱を避けるためにその言い方は今回からやめたらどうでしょうかというのが趣旨でございます。

【相澤議員】2つあるんですが、1つは、資料2の14ページの中ほどに「独立行政法人研究機関」という言葉が使われています。先ほど紹介のありました「研究開発力強化法」等では、こういう表現ではなくなっています。研究独法とか研究開発法人とか、そういうふうに「研究開発」が頭にきて。

【奥村会長】そうです、おっしゃるとおりです。

【相澤議員】ということで、独立行政法人というものに2つのタイプがあるんだということで、研究開発をミッションとするものを「研究開発法人」と呼んだり、「研究開発独法」といったりという形になったと思うんです。ですから、その用語に変えたほうがよろしいんじゃないかと。

【奥村会長】そうですね、法律ででき上がっていますので。

【天野参事官】先生のおっしゃる点も検討したのですが、研究開発法人は、この法律の中で別表に特定して定めるということで、39の法人が定められております。研究開発を主体とする法人という意味ではその39の法人なんですが、それ以外でも業務として研究開発をやっている法人が独法の中にあります。

【相澤議員】それも入れるんですか。

【天野参事官】国の経費を使って研究開発をやる法人という意味では、その39で研究開発法人に指定されている法人以外の独法も、研究開発の経費を持っていて、研究開発をやっているという形になっているものですから。

【相澤議員】そこの取扱いは、デリケートなことがあるんですね。ただ、そのことに関連して、私がそれを問題にしているのは、研究開発法人ということでおざわざ区別していくという基本は、政策課題を達成していくというミッションのある機関が研究開発法人であると、そういう位置づけをして、強化しましようということになっているわけです。

評価のところに明確に出てないのではないかと思うんですが、政策課題の評価はあるけれども、政策課題を達成することを使命とされている、その位置づけというのは基礎研究とか開発研究であるとか、そういう位置づけではないんです。そこの軸で評価されなければいけないので、そういう法人の性格づけと同時に、評価の視点をもう少し明確にしておかなければいけないのではないか

ということで、全体を考えて用語の整理をしていただければと思います。

もう1点は、ただいまの箇所のすぐ上の（1）の大学等の評価の中の最後の2行なんです。先ほど説明したように、大学等については「第三者評価」という用語がなくなったはずなんです。こここの部分に当たるのは、先ほど言いましたように、「認証評価」という形に、認証評価機関が設立されたので、今、3者ですか、そういう機関ができたので、こここの「さらに」という部分は、大学評価・学位授与機構等も現実には行っていないというふうに考えざるを得ません。

ですから、こここのところは、大学評価・学位授与機構等は、前の行にある「国立大学法人評価委員会へ教育研究の状況について具申する」という部分はミッションとして残っている。そのほかは、認証評価機関としての機能が残っているということであって、それとこれとは違うのではないかと思いますので、検討してください。

【奥村会長】これは確認できますか、参事官。

【天野参事官】確認いたします。

【奥村会長】では、確認させてください。

【相澤議員】はい。

【知野委員】前回から参加させていただいて、今日もちょっと遅れてしまって、状況があまりよく飲み込めていない中で恐縮ではあるんですが、この評価に関しては「つなげること」を重視されているということで、うまくいっていることを前提にされているのではないかという感じが、読んでいていたします。というのは、どうしようもなくうまくいかない研究なり、研究開発プロジェクトがあると思うんです。資料2の10ページを読ませていただくと、事前と終了時ということを言っておりますが、国民にとってはどうにもならないものはできるだけ早くやめるなり、方向性を変えるなり、いろいろやっていくことが必要だと思うんです。そうした意味での歯止めがどこに設けられているかというところが、現行の指針を読みますと、状況の変化に対する留意といったことがいくらか謳われておりますので、そういうところから読み込めるのかとも思うんですが、今回の改定案はその辺の歯止めが出てこなくなっています。すごいお金をかけたプロジェクトでも、破綻してしまうものもあるわけで、そういうものをちゃんと扱えるのか、そのあたりが疑問なんです。

【奥村会長】なるほど。ちょっと説明願えますか、今のところ。

【天野参事官】1つは、先生がおっしゃるとおり、全部つなぐわけではないので、取捨選択があるということを前提に整理をしているつもりです。当然に全部つなぐという意味ではないものですから、特に評価のやり方で、具体的に申しますと、資料2の7ページから8ページにかけて評価の実施時期の関係で幾

つかの例を示しておりますが、その中の、事前の評価と終了時の評価というところでございます。

事前の評価では実施の必要性や計画の妥当性等を見るということですし、8ページ目の「このほか」のところで、中間評価が2段落目に書いておりますが、「情勢の変化や進捗状況を把握し、その中断・中止を含めた計画変更の判断を行うための中間評価を実施する」ということで、今回、表現としてはより端的に入れたつもりです。その両側があり得るという意味で、つなぐ意味合いと、当然にそういう判断もあり得るということで、事前の評価、中間評価の位置づけをする形で整理をさせていただきました。

【知野委員】繰り返しになりますが、後段部分でも事前の評価と終了時の評価に関しては、同じことを繰り返し書いていらっしゃるわけですから、とめることに関しても、中間評価をやって止めるんだということを、各項目に入れたらどうでしょうね。

【天野参事官】わかりました、参考例の中に…。

【知野委員】そうそう。そこだけしか読まないと、中間評価があたかも消えてしまつたかのように見えててしまうので。

【天野参事官】わかりました。そこは検討させていただきます。

【奥村会長】榎原先生。

【榎原委員】資料2の改定案ですが、評価の時点による整理ですね、事前の評価、終了時の評価、追跡評価と、これは表現上より明確にした改定で、わかりやすくなつたと思います。資料2の13ページの研究開発機関等の評価というところで、評価については4. 評価方法の（1）に「一義的には適切に設定された目標の達成度合を基本として評価を実施する」とあります。これは課題評価でも機関評価でも目的や目標の達成度を、「一義的」という言葉を使っていますが、まずは見るんだという規定は表現も一貫しているんですが、なぜかこの箇所だけ、資料2の13ページの今読み上げた4. の（1）の最初の文章ですが、「一義的には適切に設定された目標の達成度合を基本として評価を実施する」と。この「適切に」という文言が入っていることについて、特殊な解釈をしているのかどうか。

私は、率直に申し上げると、大学の評価等の評価に実務的に携わっているのですが、大学自身が打ち出した目標は所与であって、それは検討の対象ではないというふうに最初から言われて、そういうことに言及すると、それは課題として評価の委員に課せられた仕事ではないから、議論の範囲の外に置いてくれと言われ、非常に強いフラストレーションを感じた経験があります。「適切に」といったときに、何が適切かというのはわからないし、実用上経験を積み上げていかなければならぬだろうけれども、少なくとも何らかの意味で適切

に設定された目標の達成度合を基本として評価を実施するんだということが、研究開発機関等の評価にかかわるところの評価方法で出ていて、すなわち、この文言は大学等の評価にも独立行政法人研究機関の評価にも、精神としては適用されるというふうに理解しました。

ひょっとして適切でない目標設定もあり得るという可能性を留保しているんだと理解したんですが、それで大きな間違いがなければ、発言した記録だけで結構です。

【天野参事官】ここで「適切に」と使いましたのは、次に続く「即ち」のところで少し具体的に、「即ち、中期計画において個別課題等ごとに政策上の目的や国際的なベンチマークなどに基づく具体的な目標を設定し」と書いたものですから、そこを受けた形で「適切に」ということで修飾をつけたものです。

この考え方自体、先生がおっしゃいましたように、研究開発機関で、特に国費を使って研究開発をする独法、大学等に対して、こういう基本的な考え方が全部にかかってくるということです。ただ、実質上、制度的に見ますと、大学の中期目標と独法の中期目標の作り方が少し違っていますので、より的確にこういう考え方、政策上の目標あるいは国際的なベンチマークをきちんと設定していく、というのは、考え方は共通していますが、より具体化していくという点で、この場合は独法のほうが強く反映すべきものではないかと考えております。

【奥村会長】今説明がありましたように、ここでは大学も独法も、それから、先ほど相澤先生からご質問がありましたように、研究開発法人以外の独法も入っているので、種々の機関が対象になっているんですね。それで、ここでは「適切に」と、特にスペシファイせずに表現しているのが一つの理由になっています。

したがって、その後に続く中期計画云々もございますし、さらに、先ほど相澤議員からご指摘ありましたように、資料2の12ページでもう少し具体的な適切さの中身を表現する工夫が要るのかもしれません。特に独法については、政策上の課題を解決するために研究開発を行うという明確なミッションがございますので、そのあたりをここに記述する必要があろうというふうに考えられます。

以上です。

【田渕委員】独法の関係なんですが、ここで書かれている独立行政法人評価委員会というのは、総務省行政評価局における独法評価委員会の話だと思うんですね。相澤先生が先ほどおっしゃった、例えば各府省にも独法の評価委員会がそれぞれある、そこと違うもの。総務省の方は第三者的な機関として設置されて、評価も実施しているんですね。ここで言っている評価委員会が何を指して

いるのかというのが明確ではないので。今後、通則法が改正された場合には内閣総理大臣が任命するという形になりますので、明らかになるんですが、その意味でいうと、これは総務省のではなくて、今後、内閣総理大臣が任命する独立行政法人評価委員会を指しているということでおよろしいんでしょうか。

【天野参事官】先ほどもご説明させていただきましたように、今回の表現ぶり、独法評価の関係は通則法の改正案がもう出ておりますので、それに基づいた形で整理をさせていただいております。すなわち、独立行政法人評価委員会は、新しく政府に一本化される評価委員会という意味も込めて整理させていただいております。そういう意味で、法律が成立していないものですから、先ほど言いましたように、タイミングとしては、この表現が、現行法では必ずしも正確ではないという形にはなってしまいます。

【田渕委員】大綱的指針はいつごろから動き出すのでしょうか。

【奥村会長】ですから、先ほどご説明申し上げたように、通則法が国会に上がっていますので、その結果を踏まえて、それをこちらに取り入れようということで、向こうが先で、こちらはその後に取り入れると。タイミングとしてはそういうふうに考えております。

【田渕委員】はい、了解いたしました。

【天野参事官】最初に資料1でご説明しましたように、できれば来年の評価の実施の体系から適用していきたいということとして、独法通則法の改正を待っていますと、全体が見えるのが遅くなってしまうということで、先ほどご説明しましたように、できたら7月に、この専調の中でまとめていただき、報告という形で出させていただき、それを踏まえて各府省なり関係機関で少しご準備をいただくという形を考えております。独法の整理合理化計画からしますと、今年中にはやることになっておりますので、それを見極めて本会議の決定、大綱的指針の改定という手続をとらせていただきたいと考えております。

【田渕委員】総務省のほうに関わっている関係で確認をしてみたところ、かなり先になりそうな感じです。要するに平成21年度からですよね。そのあたり、こちらの方が先なのかどうなのかというのが非常にあいまいな状況だったんですね。なので、こちらが先に出てしまうと混乱してしまう。それを待っていると遅くなる。その状況がどうなのかというので確認させていただいたところです。

【奥村会長】基本的な骨子は変わりません。その部分だけは残ります。ですから、参事官が説明しましたように、基本的な骨子のところは冒頭申し上げましたように7月の本会議で報告になります。その後、通則法が通って、決まった後、正式な決定にしていただくと、そういう手続で21年度からは実施したいと、そういう心つもりで進めております。

大分時間が詰まってまいりましたが、ほかには。

【郷議員】資料2の14ページの6の（1）大学等の評価というところに数行の文章がございまして、先ほど相澤議員がご指摘になったことと同じことなんですが、最初の文章の「自己点検・評価を厳正に実施する」、それとその後に続く文章、これは今はこういう形ではもう行われていないと思います。ちょっと古い時代と言いましょうか、数年前の、今のような法人評価、大学評価・学位授与機構の認証評価、それから、教育研究に対する評価が定まる前の状態の、こういう時代もあったということです。

それから、最後の文章で「さらに、これらに加えて大学評価・学位授与機構等による教育、研究、社会貢献、組織運営等の第三者評価を推進する」というのも、今はやっておりません。大学評価・学位授与機構がやっているのは、教育だけ、研究だけについての、それぞれ二通りありますが、その前のほうは法人評価の中に一緒に書いてありますので、機関別の認証評価のことをこういうふうに書かれているのかと思うんですが、そうだとすると、「認証評価」と書く必要があると思います。こここのところはちょっと現状と…。

【奥村会長】先ほど相澤議員からもご指摘があつて、この冒頭のところは17年のところからそのまま引用しているんですが、事実確認をして修正させていただくようにします。

【郷議員】よろしくお願ひいたします。

【奥村会長】それ以外にございますでしょうか。

【久保田委員】ちょっとよろしいですか。資料2の1ページに「取組の加速化」ということで①、②、③と今回の改善の特色がありまして、先ほど来お話がありました国際的な水準も上げようということが挙がっていますよね。研究開発の水準を上げるというのはわかるんですが、研究開発評価の水準も国際的に高めていくというのはどういうことでしょう。評価の水準も国際的に上げましょうということだと思いますが、評価の国際水準みたいなものが実際にあるのかどうかという変な質問なんですが。

評価を行っていく上で、それを考えていくしかないということになるのか。あるいは、現状を見て、国際的な評価水準というのがあるのかどうかということなんですが、それはいかがなんでしょうか。

【天野参事官】評価の国際的な水準の話ですが、今も表現としては世界水準の信頼できる評価をやっていこうというのが、平成17年の現行の大綱的指針を作ったときの一つの大きな観点で改革の方向として示されているものです。信頼性の高い評価を行うんだ、ということだけしかなくて、具体的な方策はないのですが、今回それを少し具体化する上で、国際的なベンチマークを使うとか、理研でやっていらっしゃるような海外の研究者に評価者として加わっていただくとか、そういう視点をもう少し広げていこうということでやっていることが

つながっていくのではないかということで整理をさせていただいております。

【奥村会長】特に具体的にはないと思います。前の会議の議論の中でも、評価 자체を国際水準に上げないといけないのでないかという先生方のご意見があつて、記載させていただいているということで、具体的なひな型があつてということでは、恐らく指摘された先生もそうではないんだろうと思います。

それでは、まだ何かあるかもしれません、いろいろご意見いただきまして、次回もう一度最終確認をさせていただきたいと思いますが、冒頭申し上げましたように、独法の部分につきましては、ややあいまいさを残した形ですが、基本的な改定の方向性については、7月の次回の評価専門調査会で先生方のご確認をいただき、その後、本会議に中間報告という形で出させていただきたいと思います。したがいまして、本日いただいたご意見につきまして、最終的には資料2と、これに伴う何がしかの要約版という格好でまとめさせていただきますので、さらなるご意見等、あるいは、具体的な案文等をいただけますと、幸いでございます。

本日予定しておりました議題は以上でございます。

今後の日程について、事務局、ご説明をお願いいたします。

【天野参事官】次回の評価専門調査会は、7月9日、水曜日を予定させていただきたいと思います。時間は16時から18時、場所につきましては、決定し次第ご連絡させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

また、本日、先生方からいろいろご意見をいただきましたが、本日ご欠席の先生もいらっしゃいますので、追加的なご意見等ございましたら、メールでお寄せいただくべく、事務的にご連絡させていただきます。また、次回はとりまとめに向けた検討をしていただくということで、ご欠席はやむを得ないという先生もいらっしゃるものですから、ご意見が集約できるような形でご連絡させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次回は、前回ご説明申し上げましたように、この大綱的指針の見直しの関係と併せまして、一昨年、平成18年に大規模研究開発の事前評価をいたしました、「ターゲットタンパク研究プログラム」と「太陽エネルギー・システムフィールドテスト事業」の2本につきまして、文部科学省、経済産業省から、事前評価で指摘した事項等の対応状況についてご説明をいただくということで、2つ議題を予定させていただいております。またよろしくお願いします。

【奥村会長】本日はお忙しい中ご協力いただきありがとうございました。散会とさせていただきます。

—了—